

実施方針の概要について

7自治体は、（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI法（平成11年法律第117号）に基づく事業として実施することとする。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施するPFI事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号）に則り、本事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）として定めるものである。

1 事業名称

（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

| | | |
|-------|----|----|
| 木更津市長 | 渡辺 | 芳邦 |
| 君津市長 | 石井 | 宏子 |
| 富津市長 | 高橋 | 恭市 |
| 袖ヶ浦市長 | 出口 | 清 |
| 鴨川市長 | 亀田 | 郁夫 |
| 南房総市長 | 石井 | 裕 |
| 鋸南町長 | 白石 | 治和 |

4 事業予定地

君津市、富津市及び袖ヶ浦市のいずれかの市内で、応募者が提案する用地

5 事業の目的

本事業は、現在実施している君津地域広域廃棄物処理事業が令和8年度に事業終了を迎えるにあたり、今後の本地域の社会環境の変化を踏まえ、7自治体による次期の広域廃棄物処理システムを構築する事業である。また、地球規模で深刻化する環境問題を直視し、循環型社会の形成に寄与する事業とするとともに、民間事業者の本施設の設計・建設、運営、施設所有等を委ねることで、

民間の事業ノウハウを最大限に活用することを目的とする。

6 事業内容

- (1) 本施設では、原則、7自治体管内において排出される一般廃棄物及び7自治体が条例で受け入れている産業廃棄物の処理を行う。
- (2) 処理対象物は、燃やせるごみ、破碎残渣、し渣・脱水汚泥、動物とする。ただし、応募者からの新たな処理対象物に関する提案を妨げるものではない。
- (3) 要求水準書に定めるところに従い、副生成物及び溶融物・金属類の有効利用及び外部資源化を行う。
- (4) 関係法令の規定に従い、環境影響評価に必要な業務を実施する。
- (5) 本施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備し、本施設の運転により生じた蒸気を利用して、熱回収及び発電を行う。なお、交付金の交付要件を満たすために、本施設のエネルギー回収率は、23.0%以上とする。

7 事業方式等

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者が7自治体と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設等の設計・建設し、事業期間が終了するまで、施設を所有し、運営を行うB00(Build:建設 Own:所有 Operate:運営)方式により実施する。PFI事業者は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設竣工後であっても、その所有権を7自治体へ引き渡さず、所有する。

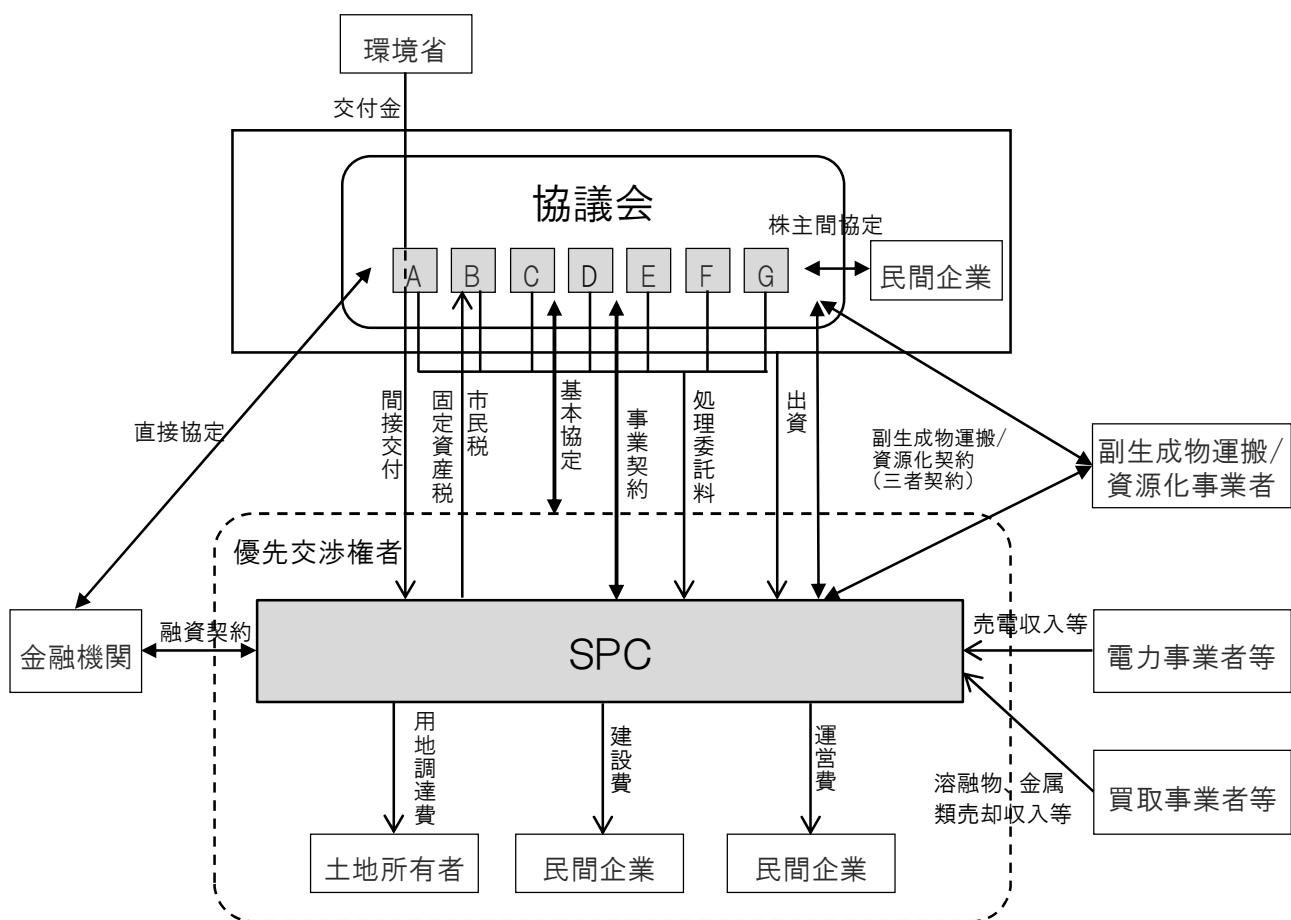
なお、本施設の整備については、交付金の対象事業として実施することとする。

(2) 契約等の形態

7自治体とPFI事業者は、契約内容の合意の後、仮契約を締結し、7自治体が当事者となる事業契約の締結に関する議案を各自治体の議会に提出し議決を経たうえで事業契約を締結する。

7自治体は、各自治体が議会の議決を経ることを前提に、SPCに対して3分の1以上出資することを想定している。応募者の提案の前提とする7自治体全体での想定出資割合は、募集要項において示す。7自治体がSPCに対して出資をする場合は、優先交渉権者の決定後、民間事業者と株主間協定書を締結する。

また、7自治体は、協議会において、本事業の実施に係る協議及びその協議事項の決定を行う。



8 事業期間

事業期間は、以下のとおりを予定している。

| 区分 | 期間 |
|----------------------------|------------------------------|
| 本施設等の環境影響評価、設計・建設期間（試運転含む） | 事業契約締結から令和9年3月31日まで |
| 本施設の運営期間 | 令和9年4月1日から令和29年3月31日まで（20年間） |

9 事業スケジュール（予定）

本事業に関するスケジュールは、以下のとおりを予定している。

| 日程 | 内容 |
|-------------|---------|
| 令和元年 7月 17日 | 実施方針の公表 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 令和元年 8月上旬 | 応募候補者との対話 |
| 令和元年 8月 | 特定事業の選定 |
| 令和元年 9月 | 募集要項の公表 |
| 令和元年 12月 | 提案書類の提出 |
| 令和2年 3月 | 優先交渉権者の決定 |
| 優先交渉権者の決定後速やかに | 基本協定の締結 |
| 優先交渉権者の決定後速やかに | SPC の設立 |
| 令和2年 3月～令和2年 6月 | 契約詳細の協議 |
| 令和2年 6月 | 事業契約の締結 |
| 令和2年 6月 | 環境影響評価の着手 |
| 令和5年 4月 | 設計・建設着手 |
| 令和9年 4月 | 供用開始 |
| 令和29年 3月 31日まで | 契約終了 |

10 実施方針の位置付け

PFI 事業では、特定事業の選定にあたり、公平性及び透明性を確保する観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されることを目的として、「実施方針」を公表する。

11 全体構成

| 項目 | 主な内容 |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| 第1 特定事業の選定に関する事項 | 本事業の概要、民間事業者と7自治体の業務の範囲、収入の帰属等 |
| 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 応募者の参加資格要件等、募集及び選定のスケジュール等 |
| 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 想定されるサービスの水準・仕様、リスク分担及びその考え方等 |
| 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 本施設の立地条件、施設規模 |
| 第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 係争事由にかかる基本的な考え方、管轄裁判所の指定 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | — |
| 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項、財政上及び金融上の支援等に関する事項等 |
| 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 議会の議決、留意事項、費用負担等 |

12 本事業における主なポイント

<事業期間について>

- ・ 事業期間は20年以上の長期にわたり使用することを想定する。
- ・ 事業期間終了日より、5年前を目途に協議を始め、事業期間終了の3年前を目処に決定するものとする。7自治体及びPFI事業者が協議により合意した場合、合意内容に基づき運営期間を延長する。

一方、協議の結果延長しないこととなった場合、PFI事業者は、本事業期間の終了をもって本施設を解体するものとする。

<事業範囲>

- ・ 民間事業者の範囲

SPCの設立、必要な許認可の取得、住民合意の形成・地元対応への協力、事業用地の確保、環境影響評価業務、処理業務（設計・建設業務、運営業務含む）
- ・ 7自治体の範囲

許認可取得への協力、住民合意の形成・地元対応、交付金の申請、SPCへの出資、建設進捗・施工管理状況の確認、一般廃棄物の収集・運搬、ごみ量・ごみ質の確保、運営モニタリング、処理委託料の支払い、副生成物のうち飛灰分の運搬・処分、行政視察への対応、協議会の運営、他の地方公共団体との協議

<資格要件について>

- ・ 指名停止

参加資格を失うか否かについては、指名停止の事由により7自治体が判断する規定とする。
- ・ 代表企業の要件

代表企業はSPCに最大の出資をする者であり、3分の1以上の出資する者とする。

- ・ 事業予定地を確保する者の要件
事業予定地を確保する企業は、要求水準に示す要件を満たす事業用地を確保できると7自治体が認めることができる者とする。
- ・ 3処理方式について、提案する処理方式での実績を求める。
- ・ 他は、PFI事業で一般に設定される資格要件と同水準の要件を設定する。

<リスク分担について>

【現事業の特徴】

- ・ 現事業の主な特徴は、費目ごとのリスク分担を規定せず、原則、発生したコスト増減を翌年度以降の受託料に反映する点であり、以下の特徴がある。
 - ① 民間側が予めリスクコストを見込む必要がなく、提示される事業計画のコストは低減される。
 - ② リスクが顕在化した場合には、リスク対応に要した費用が受託料に反映され、公共側が負担する構造となる。

【リスク分担の基本方針】

- ・ 本事業はB00方式で実施し、民間主体での事業運営を行うため、現事業と比較して各項目で民間が管理可能なリスクは、民間負担とすることを基本とする。
- ・ 一方、本事業は他地域の一般廃棄物や産廃を自由に受入可能な事業ではなく、原則7自治体の一般廃棄物を処理する事業である。B00方式であっても公共側で一定のリスクを負担する条件としないと、民間側が過度なリスクコストを見込む、あるいは応募ができない事態を招く懸念がある。
- ・ 先行事例のPFIの契約を参考に、民間が管理可能なリスクは現事業対比で民間に管理を委ねた上で、本事業に特徴的なリスクで民間での管理が難しいリスクについては、公共にて負担する。

本事業で特徴的な項目に関する主なリスク分担

| リスク項目 | 内 容 |
|---------|---|
| 制度・法令変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスクは7自治体負担。 ・ 本事業に関わらない関係法令・許認可の変更等にかかるリスクは民間負担。 |
| 税制変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者課せられる税制度の変更（例：法人税率、固定資産税率等の変更）、新税の設立に伴うリスクについては、7自治体負担。 |

| リスク項目 | 内 容 |
|---------|---|
| 許認可取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスクは、民間負担。 ・ 7自治体が取得すべき許認可の遅延リスクは7自治体負担。 ・ 民間事業者が取得すべき許認可が、民間事業者が適切な申請をしたにもかかわらず、県や国等の事由により遅延するリスクは7自治体負担。 |
| 交付金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 7自治体・県・国の事由により交付されないリスク又は交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスクは、7自治体負担。 ・ 民間事業者の事由によるリスクは民間負担。 |
| 不可抗力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不可抗力による費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスクは、一部を除き7自治体負担。 ・ 民間が施設所有するが、保険でカバーできない被害は、国の災害指定に伴う補助金の支給等を財源に7自治体負担。 |
| 離脱 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の自治体が離脱する場合、当該自治体は離脱に伴い必要となるコストを負担する。 |
| 計画変更・遅延 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の事由による計画変更・遅延によるコスト増大リスクは民間負担。 ・ 行政側の提示条件の変更によるコスト増大リスクは7自治体負担。（例：環境アセスの実施過程で設計変更を求められた場合は、要求水準の変更として7自治体負担） |
| 用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地提案を求める事業であることから、用地の瑕疵（土壌汚染・埋蔵物等）による費用の増加は民間負担。 |
| ごみ量・ごみ質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ量、ごみ質の大幅な変動により、当初計画からコストが増大した場合、一定範囲以内は民間負担。一定範囲を超えるコスト増加分は7自治体負担。 ・ 災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動した時のコスト増大リスクは7自治体負担。 |
| 解体工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初提案時に計画していた解体工事費が、市場環境の変化により、事業終了時に計画額以上に増減した場合、計画額からの変動額については7自治体負担。（提案段階で前提条件を提示） |
| 発電収入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売電収入の変動うち、系統接続やごみ質、ごみ量など、民間側での負担が難しい事由に基づくリスクは、7自治体負担。 |

| リスク項目 | 内 容 |
|-------|-----------------------------|
| | ・ 施設運営に起因する発電量の増減リスクは、民間負担。 |